

収入と事業から見た

Research

地域のNPO法人 の現状

「新しい公共」を担う
岐阜県・愛知県のNPO

目次

- 1 はじめに
- 2 収入から見るNPO法人の現状
- 3 収入規模の大きなNPO法人の事業例
- 4 収入規模の大きなNPO法人の特徴
- 5 おわりにかえて
NPO法の改正で進む「新しい公共」

1 はじめに

昨年の東日本大震災ではあらためて地域における結びつきやそれを生み出す地域での様々な活動が目された。NPO^(注1)による活動も地域における結びつきを生み出したり、それを強くしたりする活動の一つである。東日本大震災での復興支援でも多くのNPOが活躍している。

そもそも17年前、阪神・淡路大震災の復興支援でボランティアの活躍が目され、1995年はボランティア元年と呼ばれた。その3年後、1998年にはボランティアによる活動をより組織的に行うためNPO法が制定された。

くしくも東日本大震災でボランティアやNPOによる活動が再び注目された昨年、6月にNPO法の改正が国会で可決され、今年4月1日から改正NPO法が施行される。NPO法人は1998年に制度化されて以来順調に広がり、その数は全国で4万を超えるまでになった。

今回のNPO法改正を機会に、岐阜県および愛知県内の法人数や収入規模、さらに収入規模の大きな法人の活動分野や収入源などから地域において広がるNPO活動について調査した。今回の調査では、まずNPO法人の経済的な側面に注目し、2010年度決算報告からその経済的な規模を明らかにしようと試みた。

NPO法人は、ボランティアや施設、物品、サービスなど

の寄付的な提供といった会計上の数字には表れないものも含めて事業活動が成り立っているため、企業と比較できるような経済規模を把握することは難しい。しかし、1億円以上の経常収入を確保し、施設を運営したり、数十人の職員を雇用したりするなどのNPO法人も出てきている。

そこで今回の調査では収入規模の大きなNPO法人の事業を取り上げ、その特徴や地域で果たす役割についても考察した。

2 収入から見るNPO法人の現状

まず、岐阜県・愛知県におけるNPO法人の現状、特にその経済的側面について、全国との比較などを通して見てみよう。

(1) 調査の概要

今回の調査では、岐阜県内のNPO法人のうち、2010年3月末までに認証され、活動している565法人を対象とし、2010年度事業報告から、その経常収入を集計した。ただし、2010年度事業報告が未提出の法人については2009年度事業報告で代用した。

また、愛知県内のNPO法人は、愛知県が運営する「あいちNPO交流プラザ」のホームページ(HP)で検索可能だった1,482法人(2012年1月13日更新)を対象とし、収入規模別で検索した。

全国のNPO法人に関しては「内閣府NPOホームページ」に公開されている法人認証数および「平成22年度特定非営利活動法人の実態及び認定特定非営利活動法人制度の利用状況に関する調査」報告書を参照した。

(2) NPO法人数

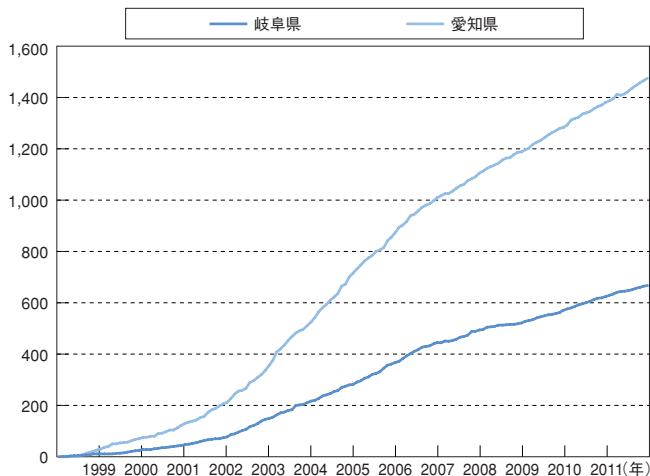
岐阜県・愛知県内のNPO法人の現状を見る基本データとして、まず法人数を全国の都道府県との比較で確認する。

2011年12月末現在で岐阜県内のNPO法人数は667、愛知県は1,483^(注2)である。全国のNPO法人数は同月末現在で44,291である。NPO法人数は図表1のとおりNPO法人制度設立以来、順調に増えている。

都道府県ごとのNPO法人数を比較してみると、図表2のとおり岐阜県は全国16位、愛知県は全国9位である。さらに人口10万人あたりのNPO法人数で比較すると岐阜県は32.05、全国17位で、法人数を比べた順位とあまり変わらない(図表3)。しかし、愛知県は20.01、全国46位だった。同45位の埼玉県と同様に人口の割にNPO法人が少ないことが分かる。

NPO法人の数や人口割合の全国との比較から見て、NPO法人は数としては関東や関西の都府県など大都市圏に多い。しかし、人口あたりの法人数から見ると東京都

図表1 岐阜県と愛知県のNPO法人数推移



出所:内閣府HPより共立総合研究所にて作成

図表2 都道府県別 NPO法人数 (2011年12月末現在)

所轄庁名	NPO法人数
1 東京都	7,123
2 大阪府	2,913
3 神奈川県	2,784
4 北海道	1,735
5 千葉県	1,703
6 兵庫県	1,703
7 埼玉県	1,614
8 福岡県	1,503
9 愛知県	1,483
10 京都府	1,139
11 静岡県	1,037
12 長野県	872
13 群馬県	710
14 鹿児島県	706
15 広島県	700
16 岐阜県	667
17 岡山県	616
18 福島県	614
19 宮城県	609
20 三重県	586
21 茨城県	585
22 熊本県	576
23 新潟県	572
24 滋賀県	525
25 沖縄県	501
26 栃木県	491
27 大分県	485
28 長崎県	419
29 奈良県	402
30 山口県	383
31 岩手県	375
32 山形県	368
33 愛媛県	359
34 宮崎県	358
35 山梨県	353
36 和歌山県	337
37 佐賀県	327
38 青森県	322
39 石川県	305
40 富山県	301
41 徳島県	287
42 香川県	286
43 秋田県	278
44 高知県	271
45 島根県	242
46 福井県	225
47 鳥取県	213
内閣府(注3)	3,328
全国計	44,291

図表3 人口10万人あたり NPO法人数 (2011年12月末現在)

所轄庁名	人口10万人あたり NPO法人数
1 東京都	54.13
2 京都府	43.21
3 鹿児島県	41.38
4 山梨県	40.90
5 長野県	40.52
6 大分県	40.52
7 佐賀県	38.47
8 滋賀県	37.21
9 徳島県	36.56
10 鳥取県	36.16
11 沖縄県	35.97
12 高知県	35.47
13 群馬県	35.36
14 島根県	33.75
15 和歌山県	33.63
16 大阪府	32.86
17 岐阜県	32.05
18 熊本県	31.70
19 岡山県	31.67
20 三重県	31.59
21 宮崎県	31.54
22 北海道	31.51
23 山形県	31.48
24 神奈川県	30.77
25 兵庫県	30.48
26 福島県	30.26
27 福岡県	29.63
28 長崎県	29.36
29 香川県	28.71
30 奈良県	28.69
31 岩手県	28.20
32 福井県	27.92
33 富山県	27.54
34 静岡県	27.54
35 千葉県	27.40
36 山口県	26.40
37 石川県	26.07
38 宮城県	25.94
39 秋田県	25.60
40 愛媛県	25.09
41 広島県	24.47
42 栃木県	24.45
43 新潟県	24.09
44 青森県	23.45
45 埼玉県	22.43
46 愛知県	20.01
47 茨城県	19.70
全国	34.59

出所:内閣府HPおよび総務省「平成22年国勢調査」より共立総合研究所にて作成

や京都府以外は、鹿児島県や山梨県、長野県など地方の県でNPO法人が着実に広がっている。岐阜県はNPO法人が広がっている県の一つと言える。

(3) NPO法人の収入規模

今回の調査のうち、岐阜県の565法人の経常収入の総額は80.6億円、1法人あたりの経常収入は1,427万円である。ぎふNPOセンター発行の2005年度版岐阜県NPO法人ガイドブックによると、掲載された264法人の2004年度経常収入の総額は23.4億円で、1法人あたり886万円であった。6年間で法人数は2倍以上に増え、1法人あたりの経常収入も1.6倍、全NPO法人の経常収入総額では3.4倍となっている。

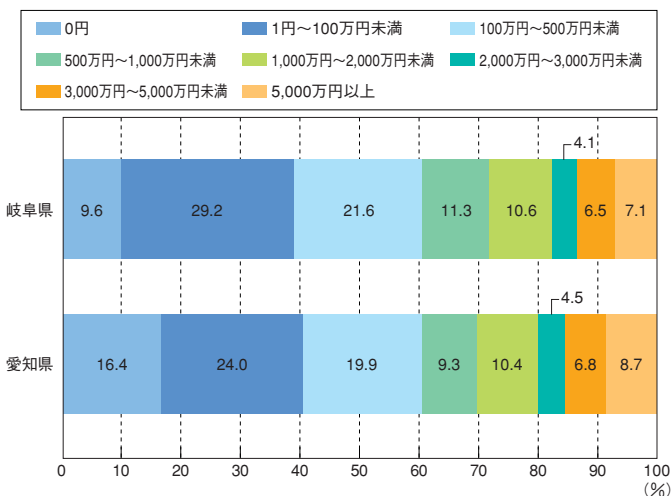
収入規模別のNPO法人の割合を見てみると(図表4)、岐阜県内では経常収入が「1円～100万円未満」のNPO法人の割合が29.2%で一番高い。また、この割合は愛知県との差は小さくなる。反対に、2,000万円以上の割合は岐阜県よりも愛知県が高く、岐阜県よりも愛知県には収入規模の大きなNPO法人が多い。

愛知県には2010年度決算で経常収入が「1億円以上」

であるNPO法人が48、「5,000万円～1億円未満」が81ある(図表5)。一方、同年度決算で岐阜県内には経常収入が「1億円以上」のNPO法人は13、「5,000万円～1億円未満」が27ある。2004年度決算では「1億円以上」の経常収入がある岐阜県内のNPO法人は5、「5,000万円～1億円未満」が5であった。愛知県と比べると岐阜県内の収入規模の大きなNPO法人数は少ないが着実に増加していることがうかがえる。

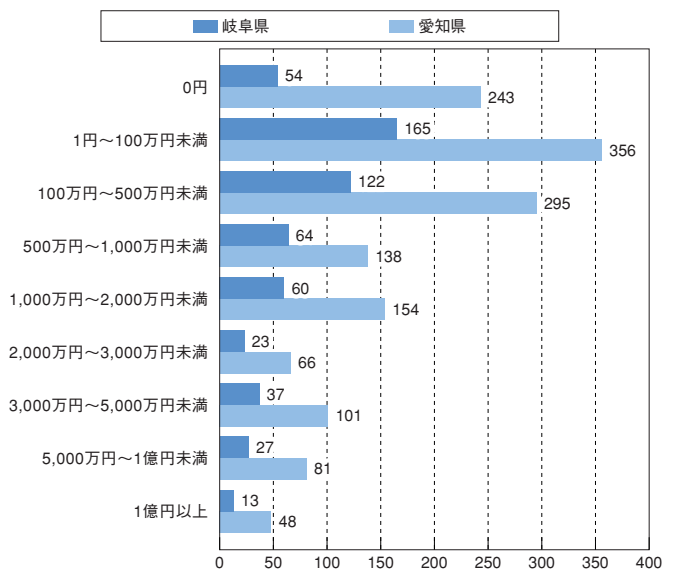
収入規模の大きなNPO法人の活動分野を見てみると、岐阜県・愛知県とも保健・医療・福祉分野で活動する法人が多い。「1億円以上」の経常収入で活動するNPO法人を活動分野で分けると、図表6-1のとおり岐阜県では「保健・医療・福祉」が8(その内、高齢者福祉6、障がい者福祉1、医療1)で一番多い。その他には「社会教育の推進」が1、「まちづくりの推進」が3、「環境保全」が1である。愛知県でも、経常収入が1億円以上の規模のNPO法人のうち、「保健・医療・福祉」の分野で活動するNPO法人が35で最も多い。次いで「学術・文化・芸術・スポーツ」が3、「社会教育の推進」と「NPOの援助」とが2である。

図表4 収入規模別のNPO法人割合(2010年度)



出所:岐阜県HPおよび愛知県HPより共立総合研究所にて作成

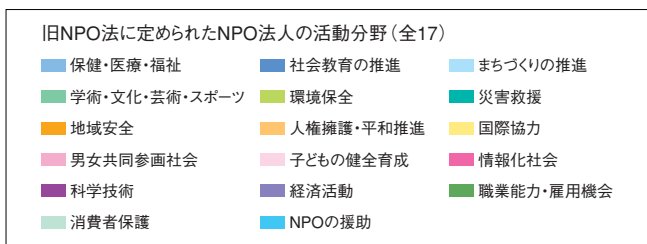
図表5 収入規模別のNPO法人数(2010年度)



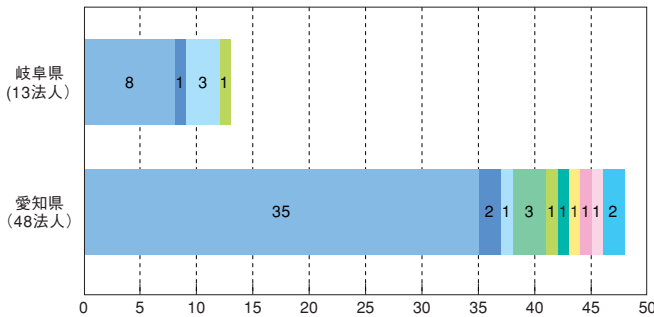
出所:岐阜県HPおよび愛知県HPより共立総合研究所にて作成

また、**図表6-2**に示すとおり、岐阜県で「5,000万円～1億円未満」の経常収入で活動する27法人のうち、「保健・医療・福祉」分野が16であり、愛知県でも同様に81法人のうち60である。

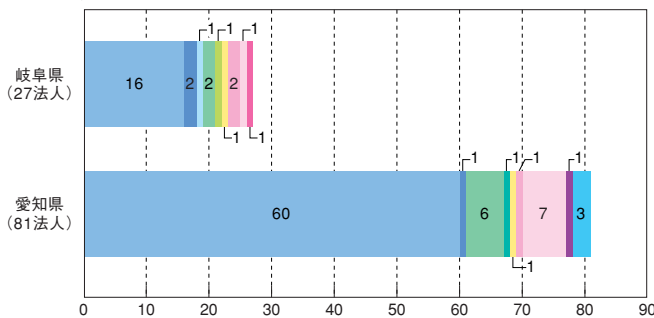
図表6 収入規模と活動分野別のNPO法人数(2010年度)



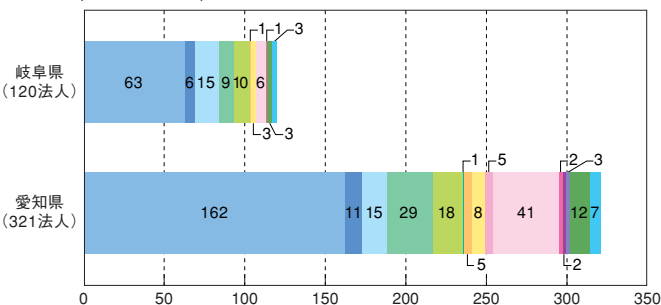
6-1 1億円以上



6-2 5,000万円～1億円未満



6-3 1,000万円～5,000万円未満



出所:岐阜県HPおよび愛知県HPより共立総合研究所にて作成

一方で、**図表6-3**のとおり、「1,000万円～5,000万円未満」の経常収入で活動する岐阜県内の120法人の中では、「保健・医療・福祉」分野以外が57とほぼ半数を占める。愛知県でも同様に321法人のうち159である。

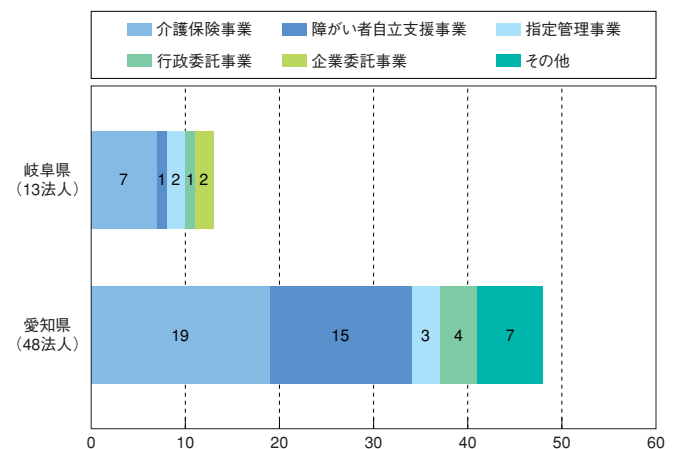
以上のように、岐阜県・愛知県ともに収入規模の大きなNPO法人には保健・医療・福祉分野で活動する法人が顕著に多いが、「1,000万円～5,000万円未満」の収入規模ぐらいになるとそれ以外の分野で活動するNPO法人も多い。その中でも「まちづくりの推進」や「子どもの健全育成」などの分野で活動する法人などが目立つ。

(4) NPO法人の収入源

次に、収入規模の大きなNPO法人の収入源を見てみると、多くは介護保険事業や障がい者自立支援事業、指定管理事業などでの事業収入が主たる収入源となっている。

岐阜県・愛知県内の「1億円以上」の経常収入があるNPO法人のうち、収入源別の法人数を見てみたのが**図表7**である。岐阜県で経常収入が「1億円以上」のNPO法人13のうち、主たる収入源が「介護保険事業」であるのが7、「障がい者自立支援事業」であるのが1、「指定管理事業」であるのが2である。このほかには「行政委託事業」が主たる収入源であるNPO法人が1、「企業委託事業」が2である。

図表7 主たる収入源別のNPO法人数(2010年度、経常収入1億円以上)



出所:岐阜県HPおよび愛知県HPより共立総合研究所にて作成

愛知県では経常収入が「1億円以上」のNPO法人48のうち、「介護保険事業」が主たる収入源であるNPO法人が19で一番多いが、「障がい者自立支援事業」が主であるNPO法人も15ある。

以上、岐阜県・愛知県内のNPO法人の現状を収入面から見ると、いまだに両県内の約6割のNPO法人は500万円未満の経常収入で活動している。これらの活動はボランティアでの活動が主たる活動であろうと推測できる。一方で、5,000万円以上の経常収入のNPO法人も岐阜県内で7.1%、愛知県内で8.7%あり、多くは介護保険事業や障がい者自立支援事業、指定管理事業などを行っている。1億円以上の規模の経常収入で活動するNPO法人も岐阜県内で13、愛知県内では48を数えるまでになっており、収入規模の大きなNPO法人の存在感が増している。

3 収入規模の大きなNPO法人の事業例

次に収入規模の大きなNPO法人の事業例を見てみる。前節で見たように経常収入の大きなNPO法人の多くが介護保険事業、障がい者自立支援事業、指定管理事業に取り組んでいる。ここではその中から事例を1法人ずつ取り上げる。



介護スタッフと夏祭りの出し物を楽しむデイサービス利用者
(NPO法人福祉サポートセンターさわやか愛知提供)

(1) 介護保険事業の事例

「NPO法人福祉サポートセンターさわやか愛知」

A. 法人の概要

愛知県大府市の静かな住宅地にあるNPO法人福祉サポートセンターさわやか愛知は1994年に任意団体として立ち上がり、1999年7月にNPO法人格を取得した。

設立のきっかけは理事長である川上氏が親の介護のために仕事をやめざるを得なかったことである。その時、行政による公共サービスでも企業による民間サービスでも仕事を続けていくための支援を得ることができなかった。この実体験から女性の社会参加のために介護や子育てを支援するようたすけあいの仕組みを地域に作りたくと活動を始めた。活動の目的は「暮らしのお手伝いまるごとします」をキャッチフレーズに、誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていけるふれあい社会づくりである。

B. 事業の内容

設立当初は任意団体として「たすけあいの会」事業から活動をはじめた。介護保険指定事業所となったのは2000年である。

介護保険事業では、デイサービス、訪問ヘルパーによる在宅介護、ケアマネージャーによる介護プランの作成を行っている。デイサービスは住宅地に立つ民家を改造した建物で行っている。利用者は自宅にいるような和やかな雰囲気



民家を改造したデイサービス施設と事務所（筆者撮影）

の中で、職員の介護を受けながら、体操や手芸などのレクリエーションを楽しんだり、入浴、食事をしたりするなどして一日を過ごしている。

「たすけあいの会」事業は、介護保険や障がい者自立支援などの制度ではカバーされないサービスを行っている。掃除、洗濯、買い物などの在宅サービスや緊急ナイトサービス、ナースサービス、配食サービスなどを行っている。さらに、託児や産前産後サポート、病気の子どもの保育サービスなど子育て支援も行っている。サービス内容はその時々ニーズに合わせて入れ替えてきた。配食サービスや病児保育などは当初は自主事業であったが、現在は行政の事業として委託事業となっている。

介護保険事業、障がい者自立支援事業、「たすけあいの会」事業などの利用会員は764人（2011年6月現在）である。

C. 事業を支える人材

専従職員は24人、非専従職員が16人、時間制で活動する登録会員が318人である（2011年6月現在）。登録会員の中にはヘルパーや看護師などの資格を持つ人もいる一方で、ボランティアとして活動する人もいる。それぞれの

図表8 NPO法人福祉サポートセンターさわやか愛知 経常収入内訳（2010年度）

項目	金額	比率
会費	1,714,786円	0.6%
寄付	1,027,700円	0.3%
介護保険事業	128,993,389円	43.3%
障がい者自立支援事業	86,637,385円	29.1%
「たすけあいの会」事業	34,686,025円	11.6%
養成研修事業	36,262,232円	12.2%
委託事業等	6,696,291円	2.2%
助成金	510,200円	0.2%
その他	1,584,879円	0.5%
経常収入合計	298,112,887円	100.0%

出所：愛知県HPより共立総合研究所にて作成

利用者のニーズに合わせて利用者ごとの担当サービス管理責任者が適任の人を派遣している。

登録会員はそれぞれの都合に合わせて毎月、働く時間数や曜日などを自分で申告する。それを組み合わせることによって24時間、365日の法人活動をカバーしている。利用者のニーズを満たすとともに、働く側のニーズも満たしている。

ヘルパーの資格取得とスタッフのスキルアップの養成研修事業も行っている。研修受講者は2012年1月現在で累計7,500人に達した。外部の研修も引き受けており、大学での授業や病院での新人研修、消防署が行う研修などで講師を務めている。

D. 事業を支える収入

図表8のとおり、介護保険事業が一番大きな収入源で、2010年度経常収入の約4割を占める。また、障がい者自立支援事業も経常収入の約3割を占める。それらの制度化された公共サービスによる事業収入が約7割に達する。一方、自主事業である「たすけあいの会」事業と養成研修事業による収入は約2割である。

2010年度の活動時間数では介護保険事業が約22,000時間、障がい者自立支援事業が約25,000時間に対して、「たすけあいの会」事業は約46,000時間である。介護保険事業などは制度によって収入が確保されている一方、「たすけあいの会」事業などは制度がないため収入が限られており、ボランティアが支えている部分が多い。

(2) 障がい者自立支援事業の事例

「NPO法人 岐阜羽島ボランティア協会」

A. 法人の概要

岐阜県羽島市で障がい福祉と児童福祉に取り組むNPO法人岐阜羽島ボランティア協会は2011年で団体設立30周年を迎えた。NPO法人格を取得したのは1999年、岐阜県内で2番目であり、県内の最古参のNPO法人の一つである。

会員数は2012年1月1日現在、事業運営に協力する正会員692人、準会員（高校生以下）18人の合計710人、



かみなり村本館遊び場(筆者撮影)



作業所でつくる岐阜県産材100%の檜のウクレレ(筆者撮影)

NPO法人の施設やサービスを利用する登録利用会員は1,589人である。

2010年度の役員は17人で、理事長1人、副理事長2人、理事12人、監事2人である。理事会兼運営委員会を毎月1回開いて組織・事業の運営を行っている。

法人の目的は、「市民主体でボランティア市民活動および社会福祉事業を促進することにより、すべての住民が普通の暮らしができる社会(ノーマライゼーション社会)の実現」である。

B. 事業の内容

障がい福祉分野では、障がい児・者が地域で暮らすためのさまざまな支援を行っており、2010年度は図表9の通り9つの事業を、羽島市にある5つの施設で実施した。

これに加えて2011年度は「かみなり村西館」が完成し、ケアホーム、ショートステイの事業を開始した。

また、同年「雇用能力開発機構」より雇用促進住宅を譲り受け、福祉共同住宅「健康促進住宅はしま」とし、現在は7施設で事業を行っている。

雇用促進住宅がNPO法人に譲渡されたのは全国でも初めてであり、長年の協働関係から羽島市役所が法人のうしろだてとなったことで実現した。昨年は、譲渡された雇用促進住宅を活用して羽島市役所と協働で、東日本大震災で被災した障がい児・者世帯に1年間の期限で住宅20戸を提供した。

C. 事業を支える人材

専従職員が約80人、非専従職員が約100人である。

図表9 NPO法人岐阜羽島ボランティア協会 事業と職員配置(2010年度)

事業名	施設名	管理者	主任	支援員	登録支援員	事務局員	看護師	栄養士	調理員	嘱託医
障がい者生活支援センター きつねあな	はしま福祉サポートセンター	1	1	7						
ボランティア市民活動支援センター きつねあな		1				5				
障がい支援施設 ていあい		1	3	30			4	1	2	1
生活サポート 喜楽舎		1	1	4	55					
ていあい 生活介護分場	オールミックス		1	3						
ケアホーム ゆうやけこやけ	がっちり荘	1	1	5	18					
	ちゃっかり荘									
児童デイサービス かみなりくん	かみなり村本館	1	1	7	18					
子育てひろば かみなりくん		1	1	7						
子どもサポートセンター かみなりくん		1		3			2			

出所:NPO法人岐阜羽島ボランティア協会2010年度事業報告書より共立総合研究所にて作成

図表10 NPO法人岐阜羽島ボランティア協会 経常収入内訳(2010年度)

項目	金額	比率
会費	1,426,500円	0.5%
自主事業	8,697,930円	2.8%
行政委託事業	74,024,531円	23.6%
障がい者自立支援事業	199,254,333円	63.6%
補助・助成事業	17,791,020円	5.7%
寄付	11,391,404円	3.6%
その他	603,572円	0.2%
経常収入合計	313,189,290円	100.0%

出所:岐阜県HPより共立総合研究所にて作成

2010年度の職員の配置は図表9の通りである。職員の事情に合わせて勤務形態や賃金を設定しており、一律ではない。そのため、専従・非専従職員数もその時々で変わることが多い。ボランティアは定期的に来てくれる人が約30人、それ以外にイベントなどの事業ごとに集まるボランティアもいるが人数は把握できない。

職員の約3分の1は障がい児の親であり、自ら障がいを持つ専従職員も4人働いている。また、専従職員の定年は60歳だが、非専従職員として60歳～65歳が6人、65歳以上が2人働いている。

D. 事業を支える収入

2010年度経常収入は約3億1,300万円だった。その内訳は図表10のとおり、障がい者自立支援事業が経常収入の63.6%を占めている。そのほかの行政委託事業や補助・助成事業なども大きい。寄付が1,000万円以上あることも注目できる。2010年度は「かみなり村西館」を建設しており、建設資金への寄付が多かった。

(3) 指定管理事業の事例

「NPO法人 サン・はぎわら」

A. 法人の概要

法人設立のきっかけは、下呂市萩原町の中心商店街で

の「街角サロン」の閉鎖だった。「街角サロン」は2001年から商工会が行政からの補助金を得て空き店舗を利用して開いてきた施設で、市民の交流の場として親しまれて来た。しかし、2006年に補助金の打ち切りとともに閉鎖されることになった。そこで現在のNPO法人サン・はぎわらの理事が中心になり、NPO法人を設立し、商工会や空き店舗の所有者に掛け合って「まちかどサロン」を引き継ぎ、「あったか広場」と名づけて再出発した。

B. 事業の内容

そんなまちづくりのNPO法人が保育園を運営することになったのは、萩原町内の保育園が行財政改革の一環として指定管理者制度で民間組織に任されることとなったためである。それに対してNPO法人サン・はぎわらの理事の多くは地元でこれまで子育て支援やPTA活動に携わってきた経験から、自分たちの地域の保育園を地域とのつながりを生かして運営したいと考え、応募することとなった。保育に関しては経験がなかったが、子育て支援やPTAで教育に関与してきた人たちや地元で会社を経営してきた人たちが力を合わせて企画書を作った。理事長の松山氏自身もPTA活動に携わり、教育委員を務めた経験もあり、また、株式会社萩原石油の経営者でもある。

2007年に萩原南保育園の指定管理を引き受けること



NPO法人サン・はぎわらの理事の皆さん(筆者撮影)

となり、1期目は2009年までの3年間任された。現在2期目に入り、2010年から5年間の指定管理を任されている。

NPO法人が保育園の指定管理者となることは全国的にも珍しく、NPO法人そのものについての理解が地元にも広がっていなかったこともあって、まず地域での説明会を開いた。また、保育士にもNPO法人サン・はぎわらについて理解してもらい、保育園運営の方針についても知ってもらうため、毎年懇談会を開いている。

NPO法人としての運営方針で特に大切にしているのは、保育を保育園の中、保育士だけの仕事とせず、保育園の外、保育士以外の地域の人たちもその知識や経験を活かして参加してもらうことである。

例えば、農園を地域の人たちと開き、園児に農業体験の場を提供している。また、保育園の事業ではなく、NPO法人の子育て支援事業として屋外での自然体験を、週末に保育士、PTA、地域の人たちが一緒に実施したりもしている。

保育園の指定管理事業だけでなく、NPO法人として他の事業にも積極的に取り組んでいる。子育て支援の一環として、保育園に隣接した「子育て広場」の運営を市から委託を受け、保育園に通っていない地域の子どもたちとその保護者への子育て支援を行っている。また、子育て支援事業の一環で、中学校では「いのちのふれあい講座」を

実施し、中学生に育児体験の機会を提供している。講演会や映画会、コンサートなども開き、地域の人たちへまちづくりや子育てへの関心と理解を広げることにも取り組んでいる。

C. 事業を支える人材

保育士の採用には多数の応募があった。それまで、市は財政的な理由から保育士の正規雇用を絞り、臨時雇用を増やしていた。そのため、臨時雇用であった保育士の多くが新しい保育園に応募した。

2007年度当初の雇用は保育士22人、栄養士1人、給食調理員3人と園長1人の27人であったが、2011年度現在は保育士38人(育休中3人)、栄養士1人、給食調理員4人、子育て広場担当職員1人、園長1人と事務長1人の46人に増員されている。

現在、会員は65人。保育園の職員にもNPO法人の会員になってもらい、保育園以外の事業にも会員として参画してもらっている。今後、会員をさらに広げ、保育園の保護者や卒園児の保護者などにも積極的に参加してもらうことを考えている。

園児の父親、祖父を対象にイクメンクラブを結成したところ50人のメンバーが集まり、節電対策のためのゴーヤによる「グリーンカーテン」作りや園内の雑草清掃、夕涼み



地域の人との協力で実施した保育園児の農業体験 (NPO法人サン・はぎわら提供)

図表11 NPO法人サン・はぎわら 経常収入内訳(2010年度)

項目	金額	比率
会費	454,000円	0.3%
寄付	326,000円	0.2%
保育園指定管理事業	136,234,540円	97.4%
子育て広場業務委託事業	2,311,050円	1.7%
その他事業	426,000円	0.3%
その他	154,076円	0.1%
経常収入合計	139,905,666円	100.0%

出所:岐阜県HPより共立総合研究所にて作成

会の設営・撤収などを行った。

この他にも人材としては理事長をはじめ、理事の多くは、青年団や消防団、PTAなどの地域活動や行政での各種委員などの経験者で、地域のことを自ら率先して取り組む人に恵まれている。

D. 事業を支える収入

2010年度のNPO法人サン・はぎわらの経常収入の内訳は図表11のとおりである。保育園の指定管理事業が経常収入の大部分であるが、それ以外にもさまざまな事業を委託金や補助金、また、会費・寄付等で賄っている。

指定管理事業1期目では、NPOならではの地域の人たちによるボランティアなどもあって剰余金が発生し、市役所へ返納することとなった。

4 収入規模の大きなNPO法人の特徴

以上3つの収入規模の大きなNPO法人の事例に共通するのは施設を運営していることで、活動が常設型となり、(1)収入の安定と継続、(2)雇用の創出と地域人材の活用、(3)公共サービスの充実と拡大が可能となっていることである。以下では具体的にその特徴と地域におけるその役割を見てみる。

(1) 施設運営による事業収入の安定と継続化

A. 事業収入の安定化

収入規模の大きなNPO法人では、施設運営による事業収入が主たる収入源となっている。会費や寄付などの収入もあるが、中心となる事業収入があることで組織の運営が安定化されている。

NPO法人福祉サポートセンターさわやか愛知では介護保険指定事業所の運営による事業収入が年1.3億円程度、NPO法人岐阜羽島ボランティア協会でも障がい者自立支援施設の運営による事業収入が年2億円程度、NPO法人サン・はぎわらは指定管理による保育園の運営による事業

収入が年1.4億円程度ある。

B. 活動の常設化と継続化

施設を運営することのもう一つの利点は、地域での公共サービス提供を常設で行うことができることである。常設型の活動によってボランティアなど地域の人材も集まりやすく、収入が安定することとあいまって事業が継続化することとなる。

NPO法人福祉サポートセンターさわやか愛知では多くの地域の人たちが登録会員として活動に携わっている。自分の都合に合わせて関わるができるため、地域の人たちにとっても負担とならず、継続的に関わってもらうことができている。

(2) 雇用の創出と地域人材の活用

A. 雇用の創出

事例で取り上げたいずれのNPO法人もそれぞれの施設でヘルパーや支援員、保育士などを雇用し、事業を行っており、地域での雇用を生み出している。また、雇用機会だけでなく、働き手のニーズにこたえた多様な働き方を可能としている。

NPO法人福祉サポートセンターさわやか愛知のように登録制度によって各自が自分の都合に合わせて働けるようにしていたり、NPO法人岐阜羽島ボランティア協会でも職員の働きやすさに配慮したりしている。

B. 地域人材の活用

地域での雇用に加えて、民間企業とは違い、ボランティアによる事業への参加も多い。地域の人材を雇用、ボランティア両方で活かす場となっている。

NPO法人岐阜羽島ボランティア協会でも定期的に施設での手伝いなどを行うボランティア30人に加えて、催しなどがある時に手伝うボランティアもいる。NPO法人サン・はぎわらでは園児の父母に加えて、祖父母や地域の人などもボランティアで法人の保育園内外での活動に参加している。

(3) 地域での公共サービスの充実と拡大

A. 制度化された公共サービスの充実

事例で紹介した3つのNPO法人でも見られるとおり、介護保険事業や障がい者自立支援事業、指定管理事業などの常設型の事業に取り組むNPO法人は地域で公共サービスを行政に代わって提供している。介護保険事業や障がい者自立支援事業では、制度化されたサービスの枠の中で利用者にとってよりニーズに合ったサービスを提供している。また、保育園の指定管理事業でも行政に代わって保育園を運営し、制度で定められた保育サービスをより効率的で効果的に提供している。いずれも制度化された公共サービスの充実に貢献している。

B. 制度以外の公共サービスへの拡大

地域での公共サービスの担い手として制度化された公共サービスを提供する一方で、制度ではカバーされないが必要とされている公共サービスも提供している。

NPO法人福祉サポートセンターさわやか愛知では介護保険でカバーされているサービスを提供するとともに、介護保険外のサービスも行っており、利用者は両方のサービスを自分のニーズや状況に応じて使うことができる。

NPO法人岐阜羽鳥ボランティア協会も障がい者自立支援事業だけでなく、障がいを持つ子も、持たない子も一緒に過ごす子育て広場の提供など先進的な取り組みを行っている。

NPO法人サン・はぎわらでは保育園での保育だけでなく、園児やその保護者も含めて地域の人たちを対象に子育て支援、例えば、自然体験事業などを実施している。地域での子育て支援活動と保育園での保育をうまくつなげている。

C. 「新しい公共」の担い手としてのNPO法人

今回の調査により、介護保険事業や障がい者自立支援事業、指定管理事業などの分野で地域において一定の規模の事業体となっているNPO法人が出てきていることが確認できた。これらのNPO法人の活動は施設型、常設型とも呼べる活動形態で、従来のボランティア活動の

延長であるイベント型とは違ってきている。また、これら常設型のNPO法人の活動は地域での公共サービスの充実と継続的な提供に貢献している。

これは従来の行政だけが担う公共ではなく、「新しい公共」と呼ばれるような地域での公共サービスの拡充と軌を一にしている。「新しい公共」とは2004年の国民生活白書のタイトル『人のつながりが変える暮らしと地域—新しい「公共」への道』として使われ、2010年には『新しい公共宣言』が出されたことなどから広まった呼び方である。従来の制度化された公共サービスを行政だけが提供するのではなく、制度化された公共サービスも行政と一緒にNPOや民間団体が担うことで充実するとともに、さらに制度ではカバーされない公共サービスも民間の創意工夫で提供することで公共サービスの範囲を拡大することを指している。まさに今回の調査で明らかとなった、施設を運営し大きな事業収入を確保しながら活動するNPO法人が取り組んでいる活動は「新しい公共」の一つだろう。

5

おわりにかえて NPO法の改正で進む「新しい公共」

政府は「新しい公共」を担う主体としてNPO法人に期待し、その一環としてNPO法（2012年4月施行）と寄付税制（2011年6月施行）の改正が行われた。

今回のNPO法の改正では、NPO法人による活動を社会に広げていくため、NPO法人をより運営しやすく、またより信頼できる組織とするための改正が行われる。また、NPO法人の広がる活動を社会が支える環境を整えるため、寄付に対しての税制上の優遇措置が適用される「認定NPO法人制度」が改正されるとともに、寄付税制も改正された。

これらの改正の要点は図表12のとおりだが、それらが今回の調査で明らかとなったようなNPO法人が施設を運営し事業収入を確保しながら、地域で「新しい公共」を担っていくことをどのように後押しするのかについて、最後に簡単にまとめることで結びとしたい。

図表12 NPO法と寄付税制の改正の要点

1 活動分野の追加

- ・NPO法人の活動分野(前掲図表6凡例)に次の3つが追加される。
「観光の振興を図る活動」
「農山漁村及び中山間地域の振興を図る活動」
「法第2条別表の各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又政令指定都市の条例で定める活動」

2 所轄庁の変更

- ・政令指定都市のみに事務所があるNPO法人の所轄庁は都道府県から政令指定都市に変更される。
- ・2つ以上の都道府県に事務所があるNPO法人の所轄庁は内閣府から主たる事務所のある都道府県に変更される。

3 代表権の制限

- ・NPO法人の理事は全員代表権を持つが、定款によって制限することができ、代表権を持つ理事のみを登記することができるようになる。

4 総会議決方法の追加

- ・総会議決を会員の全員が書面または電磁的記録(ファックスや電子メール)により行う意思表示でもって代えることができるようになる。

5 定款変更の手続き簡素化

- ・定款変更の際に認証ではなく、届出だけでよいものに次の4つが追加される。
「役員の定数」
「会計に関する事項」
「事業年度」
「解散に関する事項(残余財産の帰属すべきものを除く)」

6 活動計算書の採用

- ・会計書類のうち収支計算書を活動計算書に替える。

7 解散公告の簡素化

- ・解散時における債権者への債権申出の催告について公告回数を、「3回以上」から「少なくとも1回」に簡素化する。

8 認定NPO法人制度の変更

- ・国税庁に代わってNPO法にもとづいて都道府県・政令指定都市が認定することとなる。

9 認定要件の緩和

- ・認定要件に以下の新たな要件が加わり、従来の要件とあわせて、その内の一つを選択することができるようになった。
「各事業年度中の寄付金の額が3,000円以上である寄付者の数が、年平均100人以上であること」
「都道府県や市町村が条例で定めた認定要件」

10 仮認定制度の導入

- ・認定の前段階として仮認定が制度化される。

11 寄付をする個人・法人への優遇策の拡充

- ・認定NPO法人に寄付した個人が税額控除を受けられるようになった。
- ・法人は寄付金の損金算入限度額が拡大された。

(注) 1~8, 10はNPO法の改正により2012年4月より施行される。
9, 11は寄付税制の改正により2011年6月より施行された。
出所:内閣府HPおよび国税庁HPより共立総合研究所にて作成

まず、要点3にあるとおり理事の代表権が会社法人と同じく対外的にも分かる形で制限できることになる。これによりNPO法人に対する信頼が向上する。特に組織が大きくなれば、契約や雇用など法人が行う法的な行動が重要になり、これに対して明確に代表権を持つ理事を理事長や副理事長に制限することで、責任の所在が明確となる。

次に要点4のとおり総会での議決方法をファックスや電子メールで代えることで簡便になり、大きな組織での意思決定がスムーズになる。

また、要点8のとおり、認定NPO法人制度の改正によって認定要件が変更され、事業収入が大きく、相対的に寄付金収入の割合が小さいNPO法人でも認定要件を満たしやすくなった。これによって、今回の調査で見えてきたような地域で施設を運営し、事業収入を確保しながら活動するNPO法人にとっても寄付を集めやすくなる。

NPO法と寄付税制の改正と同時期に、NPO会計基準も民間のNPO支援組織で自主的に策定された。これに準じて改正NPO法では収支計算書が活動計算書に変更される。このNPO会計基準は事業収入の大きなNPO法人にとっても法人の決算を分かりやすく示すことができるようになり、信頼性が向上する。

以上のように、NPO法および寄付税制の改正によっても地域で施設を運営し、事業収入を確保しながら「新しい公共」を担うNPO法人が増えていくことが後押しされるだろう。これにより収入規模の大きなNPO法人が増え、今後さらに地域のつながりも増え、より強くなっていくだろう。

(注1) NPOとNPO法人について、本稿ではNPOとはボランティア団体など任意団体も含む民間で非営利の活動に取り組む団体とし、NPO法人とはNPOのうち、NPO法人格を取得した団体とする。

(注2) 全国との比較では「内閣府NPOホームページ」に掲載された2011年12月末現在、愛知県で認証されたNPO法人数、1,483を使うが、この後の収入規模の調査では「あいちNPO交流プラザ」のHP(2012年1月13日更新)で検索可能であった1,482法人を対象とする。

(注3) 2つ以上の都道府県に事務所のあるNPO法人は内閣府が所轄庁であったので、都道府県別のNPO法人数比較では別枠とした。

(2012.3.21) 共立総合研究所 調査部 市来 圭